

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 5.11.14可決 参議院 11.14内閣委員会付託 11.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに在宅勤務等手当の新設を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- 1 全ての俸給表の俸給月額について、初任給を始め若年層に重点を置きながら引き上げる。
- 2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 3 期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。
- 4 勤勉手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。
- 5 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を引き上げる。
- 6 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、月額3,000円を支給する。

二、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の6等は令和6年4月1日から、二は令和7年4月1日から施行し、一の1、2及び5は令和5年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 5.11.14可決 参議院 11.14内閣委員会付託 11.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

- 1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.1月分引き上げる。
- 3 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を引き上げる。

二、二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を引き上げる。

三、施行期日等

- この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の 1 及び 3 並びに二は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 3 号）

（衆議院 5.11.14 可決 参議院 11.14 法務委員会付託 11.17 本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）

（衆議院 5.11.14 可決 参議院 11.14 法務委員会付託 11.17 本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）

（衆議院 5.11.14 可決 参議院 11.14 外交防衛委員会付託 11.17 本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、常勤手当の月額を 6,680 円とする。

二、自衛隊法第 45 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ 100 分の 70 等及び 100 分の 50 等とする。

三、常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 175 とする。

四、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

五、一般職の国家公務員の例に準じて在宅勤務等手当を新設する。

六、再任用職員に支給される 6 月期及び 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ 100 分の 68.75 等及び 100 分の 48.75 等とする。

七、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 170 とする。

八、本法律は、公布の日から施行し、一及び四については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただ

し、五、六及び七については、令和6年4月1日から施行する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第6号）

（衆議院 5.11.14可決 参議院 12.4総務委員会付託 12.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、デジタル社会の形成に向けて、我が国のデジタル化の基盤となる情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定を整備するとともに、サイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定を整備し、あわせて、機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の業務の範囲に、その研究等の成果の普及として、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者等に対して助言等を行う業務を追加する。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更等をしようとする際に、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。
- 二、機構が令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードにぜい弱性がある電気通信設備の調査を行う特定アクセス行為の実施等に係る業務について、令和6年度以降も、サイバー攻撃手法の変化に応じて機動的に実施できるようにするため、当該業務を、総務大臣があらかじめ認可した実施計画に定められた期間等において実施できる等の規定を整備する。
- 三、デジタル社会の形成向けた機構の業務範囲の見直しの一環として、機構の業務の特則等を定めた特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止し、同法に規定する機構の業務を実施するための機構の信用基金及び債務保証勘定を清算・廃止する。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.12.7総務委員会議決）

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、政府は、インターネットに接続する機器の更なる普及等により、サイバー攻撃の脅威が一層高まることが予想される中、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の人員・予算等の充実及び技術・知見の更なる活用を図るとともに、サイバーセキュリティ人材の育成や国際連携の推進等、我が国のサイバーセキュリティ対策の一層の充実・強化を図ること。
- 二、政府及び機構は、公的機関・民間事業者及び国民に対し、機構によるぜい弱性のある機器の調査・注意喚起等の取組に関して十分に周知を行い、サイバーセキュリティ対策の重要性と当該取組についての正しい理解を促進すること。また、メーカー・電気通信事業者等の幅広い関係者と連携を行うことなどにより、機器の開発・製造段階における適切なセキュリティ対策の実施等、インターネットに接続する機器の安全性の確保を図ること。
- 三、機構は、特定アクセス行為や新たに機構法に位置付けられる業務の実施に当たっては、これらの実施により取得した情報の管理を徹底すること。また、政府は、「特定アクセス行為等実施計画」を認可する際には、当該計画において、特定アクセス行為により取得した情報の取り扱いが適切なものであるか厳格に審査すること。なお、政府は、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の役職員等に課されている秘密保持義務が引き続き遵守されるよう適切に監督を行うこと。
- 四、政府及び機構は、機構に設置された基金が国民負担によって造成されていること及びこれまでに造成された他の様々な基金が必ずしも有効かつ適切に活用されていないとの指摘があることを踏まえ、基金の適切な管理及び有効活用による成果の最大化に一層努めること。また、その執行状況等について適時・適切に公表するなど透明化を図ることにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、不断の検証・見直しを行うこと。

右決議する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 5.11.14可決 参議院 11.15厚生労働委員会付託 12.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、医療及び産業の分野における大麻の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大麻取締法における大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除する。

二、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）における麻薬の定義に大麻を追加する。

三、「6a・7・8・10a—テトラヒドロ—6・6・9—トリメチル—3—ペンチル—6H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—1—オール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」等を麻向法における麻薬に追加する。

四、その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のデルタ9テトラヒドロカンナビノール及びその塩類を含有する物であって、それ以外の麻薬を含有しないものを、麻向法における麻薬から除外する。

五、大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。同法は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻向法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

六、大麻草の栽培に関する免許について、都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する「第一種大麻草採取栽培者」、厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品の原料を採取する目的で大麻草を栽培する「第二種大麻草採取栽培者」及び大麻草を研究する目的で大麻草を栽培する「大麻草研究栽培者」に区分する。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.12.5厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、各国において難治性てんかん治療薬として承認されている大麻から製造された医薬品について、我が国において薬事承認を受けた場合に備えて、その製造や施用が適切に行われるよう、免許制度等の流通管理の具体的仕組みを適切に運用すること。

二、小児のてんかん患者に関して、発作時の介助、急な発作に備えた生活環境整備等についての患者本人や家族への支援を検討すること。

三、第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に用いる種子等のテトラヒドロカンナビノールの含有量の基準や濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として定めるテトラヒドロカンナビノールの製品中の残留限度値については、米国や欧州の基準等を参考に合理的なものとすること。

四、テトラヒドロカンナビノールの残留限度値を担保するため、その検査法や検査体制については、明確かつ実効性があり、事業者による対応が可能なものとすること。

五、カンナビジオールを使用した製品について、安眠等の機能を過度に強調した広告で消費者が惑わされることのないよう、監視指導を行うこと。

六、大麻草を活用した産業の育成を図る場合には、関係省庁が連携して進めようすること。

七、大麻の不正な施用に対する罰則の適用について、不正施用の背景には社会的孤立等の事情が多く見られ、犯罪者として差別されることで不正施用について周囲の者に一層相談しづらくなる旨の指摘があること、必ずしも知識不足ではなく人間関係のプレッシャーから拒否できずに薬物使用に至ることもあること等の指摘があることを踏まえ、教育プログラム、治療プログラム、就労

支援プログラム等への自発的な参加等を促し、大麻不正施用者が安心して相談できる体制整備等について検討すること。また、大麻不正施用罪の検挙・立証に必要な証拠の研究等の適正な取り組みを実施するための方法を検討すること。

八、大麻乱用者その他の薬物事犯者の薬物再乱用の防止のため、保護観察期間中における治療・支援につながるための働きかけの強化、保護観察期間満了後や満期釈放後の自発的な地域における治療・支援につながることができる取組の実施、保護観察の付かない執行猶予者や起訴猶予者に対する治療・支援等について、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指して関係機関が連携しながら総合的な取組がなされるよう検討すること。

九、大麻の乱用については、科学的根拠に基づいた大麻の有害性に関する正確な情報を取りまとめ、周知を図るとともに、若年者の視点を生かしながら、教育の現場等における分かりやすい乱用防止のための広報啓発活動等に取り組むこと。

十、我が国の薬物乱用対策は、違法薬物に手を出さない一次予防に重きが置かれた結果、薬物依存症者に対する差別を助長しているのではないかとの指摘があることを踏まえ、今後の対策に当たっては、一次予防のみならず、違法薬物を使用してしまった者の早期発見及び早期介入並びに早期治療を行う二次予防、薬物依存症者に対する再発防止や社会復帰等を支援する三次予防についても配慮して実施すること。また、啓発が薬物依存症者への偏見を助長し、本人やその家族の孤立を招いているとの指摘があることを踏まえ、これらの者に配慮した啓発方法の検討を行うこと。

十一、本改正に当たっては、大麻を不正に施用した若者等を治療や回復、更生につなげるとの考え方も踏まえた法運用を行うこと。この際、社会復帰の妨げとなることへの懸念も踏まえて関係機関は適切に対応すること。

十二、医療機関・相談支援機関・大学等教育機関には、違法薬物の使用等に関する相談について、守秘義務等があることを前提に、本人やその家族等が、直ちに捜査機関に通報されるといった不安を抱くことなく安心して相談できるよう、引き続き利用しやすい相談支援体制が整備拡充されるよう周知すること。また、薬物依存症の治療や違法薬物の使用等に関して相談できる機関を分かりやすい形で幅広く周知すること。

十三、麻薬中毒者届出制度については、平成29年度及び平成30年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））「精神科救急および急性期医療の質向上に関する政策研究」における分担研究「精神科救急及び急性期医療における薬物乱用および依存症診療の標準化と専門医療連携に関する研究」の研究成果に示されている「麻薬中毒」の定義の曖昧さ、治療アクセスの阻害、過剰な人権侵害が生じる危険及び薬物乱用の実態との乖離といった問題点があることに加え、医療関係者にほとんど知られておらず、届出件数も少ないことに鑑み、同制度の廃止を検討すること。

右決議する。

官報の発行に関する法律案（閣法第8号）

（衆議院 5.11.20可決 参議院 11.29内閣委員会付託 12.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行う。
- 二、日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、条約並びに詔書の公布等は官報をもって行うことと定めるとともに、その他官報に掲載する事項について定める。
- 三、官報の発行は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が官報掲載事項について閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。
- 四、三の規定による自動公衆送信により送信される情報は、当該情報の安全性及び信頼性を確実に確保するための措置並びに当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すこ

とができる措置のいずれもがとられたものでなければならない。

五、三の措置をとるときは、併せて、当該措置に係る官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示し、かつ、当該官報掲載事項を内閣府の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとるものとする。

六、三の措置は、必要かつ適切な期間、継続して行うものとするほか、官報掲載事項のうち法令等については、当該期間等の経過後においても引き続いて、公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。

七、内閣総理大臣は、求めに応じ、書面等による官報掲載事項の提供を行いうものとする。

八、内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、三の措置をとることができなくなったときは、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行うことができる。

九、六の期間等が経過した後の公文書館への移管、書面等による官報掲載事項の提供等に係る業務の委託、内閣総理大臣以外の者が官報掲載事項を記録したデータベースを構成する場合における内閣総理大臣の承認等について定める。

十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院 5.11.20可決 参議院 11.29内閣委員会付託 12.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人国立印刷局法の一部改正

独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行う。

二、鉄道抵当法の一部改正等

鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行う。

三、内閣府設置法及び復興庁設置法の一部改正

内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行する。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 5.11.20可決 参議院 12.1文教科学委員会付託 12.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るために、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人のうち事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものを「特定国立大学法人」という。特定国立大学法人には、中期目標についての意見、中期計画の作成等に関する事項（以下「運営方針事項」という。）について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を置く。運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

二、運営方針会議は、3人以上の運営方針委員及び学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

三、特定国立大学法人以外の国立大学法人は、特別な事情によりその運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を置くことができる。

四、国立大学法人等は、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。

五、国立大学法人等は、その所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合には、現行制度上、個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができる。

六、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、国立大学法人東京科学大学とする。

七、この法律は、一部を除き、令和6年10月1日から施行する。

【附帯決議】 (5.12.12文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、特定国立大学法人の指定については、恣意的な運用を防ぐため、理事の員数以外に、指標となる客観的・具体的基準を設定した上で、公正性・透明性を確保するため、その指定に至る過程を公開すること。

二、新設される運営方針会議について、学長選考・監察会議や経営協議会などの既存の組織との役割の違いや責任の所在を明確にし、現場に混乱を生じさせることなく、国立大学の競争力強化に資するガバナンス体制となるよう、制度の周知徹底を図ること。

三、運営方針会議の審議事項が、大学における教育・研究の内容や方法などのマイクロマネジメントにわたることがないように運用するとともに、教育・研究分野に係る組織の再編に関わる審議に当たっては、現場の教職員や学生等の意見を十分に反映させるよう努めること。また、議事録を公開するなど、審議における透明性の確保に努めること。

四、運営方針会議が国立大学法人の運営に関する重要事項を決定する権限を有する組織であることを踏まえ、運営方針委員の選任において、ジェンダーバランスを始めとする委員の構成の多様性に留意し、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。また、政府職員の新たな天下り先とならないよう留意すること。

五、学外者を運営方針委員として選任する際には、運営方針委員が、高度な専門性のみならず、大学の自治や学問の自由に対する理解も求められることに留意するとともに、経営面が過度に重視され、大学における教育研究活動が軽視されることのないように留意すること。

六、運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認に当たっては、これまでと同様大学の自治を尊重するための制度的担保の重要性に鑑み、当該国立大学法人からの申出に基づいた者について承認することとし、例えば、過去に政府の意に沿わない言動があった者等について、言論活動や思想信条を理由に恣意的に承認を拒否することのないよう、大学の自主性・自律性に十分に留意すること。万一、承認を拒否する場合には、その理由について、当該国立大学法人及び広く国民に対し、丁寧に説明を行うよう努めること。

七、運営方針委員及び学長が忠実義務や損害賠償責任を負っていることの趣旨を周知すること。

八、長期借入金等の対象拡大及び土地等の貸付けの規制緩和については、大学の規模、立地、信用力の違いによって、国立大学法人間での資金面における格差が必要以上に広がることがないよう十分に留意すること。また、長期借入金の借入れ等に当たっては、その効果及びリスクを適切に評価し、国立大学法人としての財務状況の健全性を損なうことのないよう留意するとともに、土地の貸付けについては、不適切な利用による土地の占有が長期化しないこと、大学における輸出管理体制を整備していることを文部科学大臣の認可の際に確認すること。

九、国立大学法人に特定、準特定、その他の大学等、新たな区分が創設されることによって、国立大学法人間の分断を生じさせないこと。特に、運営方針会議の設置の有無によって、国立大学法

- 人運営費交付金等の基盤的経費の配分に差を設けるなどの取扱いは行わないこと。
- 十、国立大学法人全体の自主性・自律性の更なる向上及び競争力強化を図る観点から、国立大学法人の運営に必要な財源の確保については、本法で措置されることとなる資金調達方法の拡大等のための規制緩和にとどまることなく、更なる収益力の強化に積極的に取り組むこと。また、大学等の教育機関への寄附を促進するため、寄附文化の醸成を図るとともに、税制の見直し等の環境整備を行うこと。
- 十一、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、大学ファンドによる国際卓越研究大学に対する助成のみならず、基礎研究をおろそかにすることのないよう、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費が確実に措置されるとともに、競争的研究費を含む大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。
- 十二、国際卓越研究大学の目的である世界最高水準の研究大学の実現を図るために、明確な数値目標を設定するなど、我が国の大学における国際競争力強化及びイノベーション創出に向けたビジョンの明確化、可視化を図ること。
- 十三、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学の統合による国立大学法人東京科学大学の新設に当たっては、統合に伴う負の影響を最小限にとどめるとともに、その効果を最大化できるよう、在籍する学生や研究者、受験生などの関係者への情報提供を適時適切に行うこと。
- 十四、我が国の研究力の強化を図る観点から、研究人材の育成を図る取組を促進すること。特に、研究人材の門戸を広げるため、高等学校段階において文系・理系の選択が迫られる現状を改善し、文理融合に向けた総合的な教育課程の編成の支援に努めるとともに、多様性の確保に資するため、理系分野の学生、研究者等に占める女性の割合を向上させる取組を充実させること。
- 十五、地方創生の観点から大学の地域間格差を考慮することを前提に、世界的・地域的な課題解決や最先端研究、イノベーションが起こる多様な大学を支援し、高等教育全体の規模の適正化を図ること。
- 十六、文部科学省は、公文書等の管理に関する法律に基づき、法令の制定・改廃及びその経緯等に係る公文書を適切に作成・整理・保存する等により、現在及び将来の国民への説明責任を十分に果たすことができるようすること。
- 右決議する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 5.11.24可決 参議院 11.28総務委員会付託 11.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。
- 3 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和6年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の50に相当する額を、令和7年度にあっては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設ける。
- 4 令和5年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とする。

二、地方交付税の総額の特例

- 1 令和5年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額1

兆3,000億円のうち、3,000億円の償還を繰り延べる。

- 2 令和5年度に活用することとしていた地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金1,000億円について、その活用を取りやめる。
- 3 令和5年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正する。
- 4 令和5年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和6年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 5.11.24可決 参議院 11.28文教科学委員会付託 11.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の目的に、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行うことを追加する。
- 二、機構の業務に、宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であって、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの又は当該民間事業者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関のうち公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加する。
- 三、機構は、次に掲げる業務（複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設ける。
 - 1 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるもの公募により選定した者に委託して行うための業務
 - 2 二の業務
- 四、政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。
- 五、機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6月以内に主務大臣（文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣）に提出しなければならない。主務大臣は、当該報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
- 六、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.11.29文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、国際的な宇宙開発競争環境が厳しくなる中、我が国における宇宙分野の研究開発能力・技術力の強化を図るため、当該研究開発に対する更なる支援策を講ずるとともに、研究開発の基礎となる優れた人材の育成・確保のために必要な施策を講ずること。
- 二、今般新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、その助成対象となる民間事業者等の選定に当たっては、公正かつ厳正な審査体制を整備するとともに、審査に当たる組織、審査基準等を公表するなど、透明性の確保に努めること。

三、今般新たに創設される基金の定量的な成果目標を速やかに定め、成果を検証できる体制を整えるとともに、検証結果を公表すること。また、基金から助成を受け実施された民間事業者等における研究開発についても、適時適切に評価・検証を行い、その結果を公表すること。

四、補正予算において基金の造成・積み増しを行う際には、緊要性の要件を満たした上で、目標や終了時期、管理費など基金運営の詳細を明示することとし、残高が過剰となった場合には余剰分について国庫に返納すること。

五、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、創設される基金が国民負担によって造成されていることを踏まえ、基金におけるランニングコストの削減に努め、当該基金の適切な管理及び有効活用による成果の最大化を図ること。また、政府及び機構は、宇宙分野の研究開発の意義や成果に係る情報発信を積極的に行い、その推進について国民からの幅広い理解を得るよう努めること。

六、機構に基金による助成業務を新たに追加するに当たっては、これまでの業務に支障をきたすことなく新たな業務が円滑に運用されるよう、その人員・予算等について十分な支援策を講ずること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第56号）

（衆議院 第211回国会5.6.8可決 参議院 第211回国会6.20財政金融委員会付託 11.17本会議可決
衆議院 11.20可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るために、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融商品取引法の一部改正

- 1 四半期報告書制度を廃止し、上場会社に対し、半期報告書の提出を義務付ける。
- 2 ソーシャルレンディング等のファンドについて、金融商品取引業者等に対し、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合における募集等を禁止する。
- 3 金融商品取引契約の締結前等における顧客に対する書面交付義務について電磁的方法を含む情報提供義務に改めるとともに、金融商品取引業者等は、契約締結前に顧客に対し情報の提供を行うときは、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解するために必要な方法及び程度により、説明をしなければならないこととする。

二、金融サービスの提供に関する法律の一部改正

- 1 金融サービスの提供に関する法律の題名を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
- 2 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定（閣議決定）するとともに、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」を認可法人として設置する。
- 3 金融サービスを提供する事業者及び企業年金等の実施者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を新設する。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.11.16財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること。
 - 1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。
 - 2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクに対する正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。
- 二 金融経済教育推進機構の運営に当たっては、官僚の天下り先や新たな資格認定を通じた利権の温床とならないよう人事情報や財務内容を積極的に開示するほか、以下の事項に留意すること。
 - 1 金融経済教育推進機構の目的は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進すること」であって、本法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第82条第1項に基づく基本方針の内容に完全に含まれるものではないこと。
 - 2 「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、資産形成だけではなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること。また、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること。
 - 3 政府及び金融経済教育推進機構は、これまで金融広報中央委員会が実施してきた学校教育に向けた金融教育プログラムをはじめとした、金融教育教材作成、教員向けセミナー、作文・小論文コンクール等の活動に加えて、経年的に開催してきた「家計の金融行動に関する世論調査」や「金融リテラシー調査」等の基礎的な調査・報告等の意義・成果を踏まえながら、活動内容を充実させるとともに、金融経済教育が広く国民に提供されるよう取り組むこと。
- 三 金融経済教育推進機構に対する監督の実効性を確保するとともに、地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援を全国において着実に実施するために必要な体制を整備すること。
- 四 金融サービスの提供に当たり、「顧客等の最善の利益」を図るために取組が徹底されること。
- 五 金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、金融商品取引所の規則に基づく四半期決算短信へ一本化するに当たっては、投資家に必要な情報が提供されるための環境整備及び制度の円滑な移行に資する環境整備を金融商品取引所等と連携して行うこと。
- 六 本法の検討条項に関して、改正後の各法律の施行の状況等を勘案するに当たっては、金融サービスの顧客等の利便が向上し、かつ当該顧客等が保護されているかを十分に検証し、必要があると認めるときは、各法律に基づく制度の改善につなげるための検討を行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図る観点から、必要な体制を整備すること。
その際、地域の金融事業者のモニタリングを主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
右決議する。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第57号）

（衆議院 第211回国会5.6.8可決 参議院 第211回国会6.20財政金融委員会付託 11.17本会議可決
衆議院 11.20可決）

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く

環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社債、株式等の振替に関する法律の一部改正

- 1 日本銀行の出資証券を含む特別法人出資証券に表示されるべき権利の振替手続について、所要の規定の整備を行う。
- 2 発行者が株主等に振替株式等の交付先の口座情報を求める通知に係る期間について、発行者が株主等への通知を行う期限ではなく、株主等が発行者に口座情報を通知すべき期間を規定する。

二、公認会計士法の一部改正

- 1 電磁的記録による審判手続開始決定、映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続、電子情報処理組織を使用する方法による申立て等、電磁的記録の送達、電磁的事件記録の閲覧等に係る規定の整備等を行う。
- 2 有限責任監査法人登録簿及び上場会社等監査人名簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行う。

三、投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

投資法人登録簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行う。

四、資産の流動化に関する法律の一部改正

特定目的会社名簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二のうち審判手続のデジタル化に係る規定は、公布の日から起算して1年6月又は3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

本院議員提出法律案

揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築等のために講ずべき措置に関する法律案（参第1号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、現下の揮発油及び軽油の価格の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしており、かつ、その状況が当面継続すると見込まれること並びに揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の税率の特例が設けられてから相当長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例を廃止するとともに、脱炭素社会の実現のための具体的な取組が求められるようになっていること等の社会経済情勢の変化への対応に資する税制の構築等を行うために講ずべき措置について定めるものである。

こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案（参第2号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

財政法の一部を改正する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようとするものである。

名目賃金の水準の上昇を上回る国民の所得税の負担の増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、物価が上昇し、日常生活を営むのに必要な費用が増加している現下の経済状況において、名目賃金の水準の上昇に伴うその上昇率を上回る率の国民の所得税の負担の増加が国民生活に悪影響を及ぼしていること等に鑑み、これに対処するために所得税に関し講ずべき措置について定めるものである。

持続的な賃金水準の上昇を伴う経済成長の実現に資するための当分の間の措置として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案（参第5号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国経済が長期にわたり低迷してきた状況から脱却しつつある現状において、持続的な賃金水準の上昇を伴う経済成長を実現することが重要な課題となっていることに鑑み、その実現に資するための当分の間の措置として消費税の税率を引き下げるために講ずべき措置について定めるとともに、これに伴い適格請求書等保存方式を廃止するために講ずべき措置について定めるものである。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法

律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の使用者の負担の軽減を図るため、当分の間の措置として、電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めようとするものである。

一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（参第7号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入金について、後日行うこととされている一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れがいまだ完了していない現状に鑑み、一般会計からの同勘定への繰入れのために講ずべき措置について定めるものである。

若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関する講ずべき措置に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、若者にとってその所得に課される税と徴収される社会保険料の負担が重くなっている現状において、若者の税負担を軽減してその可処分所得を増加させ、将来の社会の中核となる若者が夢や希望を持って日々の生活を送ることができるようになることが、少子化の進行、人口の減少等の課題に直面している我が国の経済及び社会の活力を将来にわたって維持していくために必要不可欠であることに鑑み、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関する講ずべき措置について定めるものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第9号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

水産業を守り支えるために水産業者に対する支援に関する緊急に講ずべき措置に関する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年の生産資材等の価格の高騰に加え、国産の水産物に係る特定の国又は地域による科学的根拠に基づかない貿易に関する規制により、水産業が困難な状況に直面していることに鑑み、水産業を守り支えるために水産業者に対する支援に関する緊急に講ずべき措置について定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）

(衆議院 5.11.14可決 参議院 11.16議院運営委員会付託 11.17本会議可決)

【要旨】

- 本法律案の主な内容は次のとおりである。
- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
 - 二、令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
 - 三、令和6年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
 - 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については令和5年4月1日から適用し、三については令和6年4月1日から施行すること。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（衆第10号）

(衆議院 5.12.5修正議決 参議院 12.6法務委員会付託 12.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 対象宗教法人とは、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことを理由として、所轄庁等の公的機関により解散命令の請求が行われ又は事件の手続が開始された宗教法人をいう。
- 2 特定不法行為等とは、解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるものをいう。

二、法テラスの業務の特例

法テラスは、特定被害者法律援助事業として、対象宗教法人の被害者について、資力を問わず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、これらの償還及び支払を猶予し、かつ、一定の場合を除き免除できるものとする。

三、宗教法人による財産の処分及び管理の特例

- 1 所轄庁は、相当多数の被害者が見込まれ、財産の処分等の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を指定宗教法人に、指定宗教法人の要件に該当し、財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認める対象宗教法人を特別指定宗教法人に、それぞれ指定できることとし、これらの宗教法人に対し不動産の処分等を少なくともその1月前に通知させ、その処分等を公告するほか、財産目録等の作成及び所轄庁への提出を四半期ごとに行わせる。通知をせずにされた不動産の処分等は、無効とする。
 - 2 被害者は、所轄庁に対し、特別指定宗教法人に係る財産目録等の閲覧を求めることができる。
- 四、この法律は、法テラスの業務の特例に関する部分は公布後3月以内、それ以外の部分は公布から10日を経過した日から施行し、施行の日から3年を経過した日に効力を失う。政府は、本法施行後3年を目途に、本法の延長及び財産保全の在り方等につき検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】 (5.12.12法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。
- 二 本法に基づいて特定被害者が迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨や法テラスの業務等について周知広報を十分に図ること。
- 三 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定は、当該宗教法人及びその信者の信教の自由に十分に配慮しつつ、遅滞なく行うよう努めること。
- 四 関係省庁の緊密な連携の下、本法の運用に係る適切な政省令の策定等について必要な取組を直ちに行うこと。
- 五 本法施行後、法テラスの業務の特例、宗教法人による財産の処分・管理の特例等による被害者救済の状況等を勘案し、具体的に検討するべき課題が生じた場合においては、3年を待たずに、信教の自由に十分配慮しつつ、解散命令の請求等に係る対象宗教法人に関する財産保全の在り方を含め検討を行うこと。あわせて、特定不法行為等に係る被害の実情について、相談窓口における相談状況や関連法令の施行状況等の検証、被害者等へのヒアリング等を通じて更に調査を行い、被害者救済のため必要がある場合には更なる法整備その他の措置を検討すること。
- 六 旧統一教会問題に起因する親族間の問題、心の悩み、宗教2世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法テラスを中心とした相談対応、精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的かつ迅速に提供するなどの被害者に寄り添った相談・支援体制を構築すること。その際、必要な予算を確保するとともに、元信者や宗教2世等の方々、これまで旧統一教会問題の被害者支援を行ってきた有識者等の知見も活用すること。

右決議する。

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第12号）

（衆議院 5.11.24可決 参議院 11.28地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託
11.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようとするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「物価高騰対策給付金」とは、次に掲げる給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）をいう。

1 物価が高騰している状況に鑑み、令和5年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法の規定による市町村民税を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し7万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金

2 1に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する給付金であって、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようとする必要があるものとして内閣府令等で定めるもの

イ 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるもの
ロ イの支援を必要とする個人又は世帯として内閣府令等で定めるものに対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金又は交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から支給されるもの

二、物価高騰対策給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

三、物価高騰対策給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

四、租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

五、この法律は、公布の日から施行する。

六、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった物価高騰対策給付金（一の1に掲げるものに限る。）についても適用する。ただし、二及び三の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

予 算

令和五年度一般会計補正予算（第1号）

令和五年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院 5.11.24可決 参議院 11.24予算委員会付託 11.29本議会可決）

【概要】

日本経済は、緩やかに持ち直しているものの、消費者物価指数の前年比は、令和4年4月以降、2%を上回って推移し、実質賃金の前年比はマイナスが続いている。政府は、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続が国民生活を圧迫しているなどとして、令和5年11月2日に事業規模37.4兆円（財政支出21.8兆円）の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和五年度補正予算は、令和5年11月10日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剩余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、物価高から国民生活を守る経費2兆7,363億円、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する経費1兆3,303億円、成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する経費3兆4,375億円、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する経費1兆3,403億円、国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する経費4兆2,827億円、防衛力強化資金へ繰入1兆390億円、国債整理基金特別会計へ繰入1兆3,147億円等が追加された一方、既定経費3兆5,098億円が減額された（うち新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の減額2兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費の減額5,000億円）。歳入では、租税及印紙収入1,710億円の増収とともに、税外収入7,621億円の増収を見込むほか、前年度剩余金受入3兆3,911億円、公債金8兆8,750億円（建設公債2兆5,100億円、特例公債6兆3,650億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は13兆1,992億円となり、これを加えた令和五年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに127兆5,804億円となった。

令和五年度補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正	歳入の補正
1. 物価高から国民生活を守る 2. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する 3. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する 4. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する 5. 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する	2兆7,363億円 1兆3,303億円 3兆4,375億円 1兆3,403億円 4兆2,827億円
小 計 （経済対策関係経費）	13兆1,272億円
6. その他の経費 （1）防衛力強化資金へ繰入 （2）その他	1兆4,851億円 1兆390億円 4,460億円
7. 国債整理基金特別会計へ繰入	1兆3,147億円
8. 地方交付税交付金	7,820億円
9. 既定経費の減額 （1）新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（注2） （2）ウクライナ情勢経済緊急対応予備費 （3）その他	▲3兆5,098億円 ▲2兆円 ▲5,000億円 ▲1兆98億円
合 計（A）	13兆1,992億円
当初予算額（B）	114兆3,812億円
補正後予算額（A）+（B）	127兆5,804億円
合 計	13兆1,992億円

（注1） 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2） 使途を変更し、「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」へと見直す。

（出所） 財務省資料より作成

条 約

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣條第1号）

（衆議院 5.11.20承認 参議院 11.29外交防衛委員会付託 12.6本会議承認）

【要旨】

2021年（令和3年）2月、英国が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）への加入を要請した。これを受け、同年6月に英国の加入に係る作業部会が設置され、我が国を含むCPTPPの締約国と英国との間でCPTPPへの英国の加入条件等について交渉が行われた。その結果、2023年（令和5年）7月16日にオークランド及びバンダルスリブガワンにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文23箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、英国は議定書が効力を生ずる時にCPTPPの締約国となる。議定書（附属書及び注を含む。）はCPTPPの不可分の一部を成す。
- 二、締約国による英国に対する関税の引下げに関しては、議定書の附属書Aに別段の定めがある場合を除くほか、2018年を1年目としてCPTPPに組み込まれた環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）の附属書2-D（関税に係る約束）の各国の関税率表に従って実施する。
- 三、英国による締約国に対する関税の引下げに関しては、2023年を1年目として議定書の附属書2-Dの定めるところに従って実施する。品目数では、全9,494品目のうち、日本国からの原産品について、議定書の発効時に関税を撤廃するものは9,052品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは433品目、その他のもの（関税の引下げ又は実行最惠国税率）は9品目になる。
- 四、CPTPP及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定における英国からの原産品に対する農産品セーフガード措置（競走馬についての農産品セーフガード措置を除く。）をとるための条件及び規定に関する調整について定める。
- 五、日本国は、英國の地方政府の機関及びその他の機関が日本国の供給者等に対してTPP第15・19条（国内の審査）の規定を適用しない場合には、日本国の同一の種類の機関による落札に関し、英國の供給者等について同条の規定を適用しないことができる。
- 六、議定書の効力発生の要件等について定める。

予備費等承諾を求めるの件

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和4年4月28日から9月20日までの間に使用を決定した金額は4兆8,588億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費1兆2,959億円、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費8,539億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費8,265億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和4年4月15日から9月30日までの間に使用を決定した金額は4,197億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費2,774億円、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費434億円、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費300億円などである。

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算額8,048億円のうち、令和4年11月4日に使用を決定した金額は688億円で、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和5年3月28日に使用を決定した金額は2兆2,226億円で、その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費1兆2,000億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費7,365億円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費1,550億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和5年3月17日から3月28日までの間に使用を決定した金額は1,060億円で、その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費606億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費311億円、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費93億円などである。

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

令和5年2月21日に決定した経費増額総額は733億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和四年度一般会計歳入歳出決算、令和四年度特別会計歳入歳出決算、令和四年度国税収納金整理資金受払計算書、令和四年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.12.11決算委員会付託 継続審査)

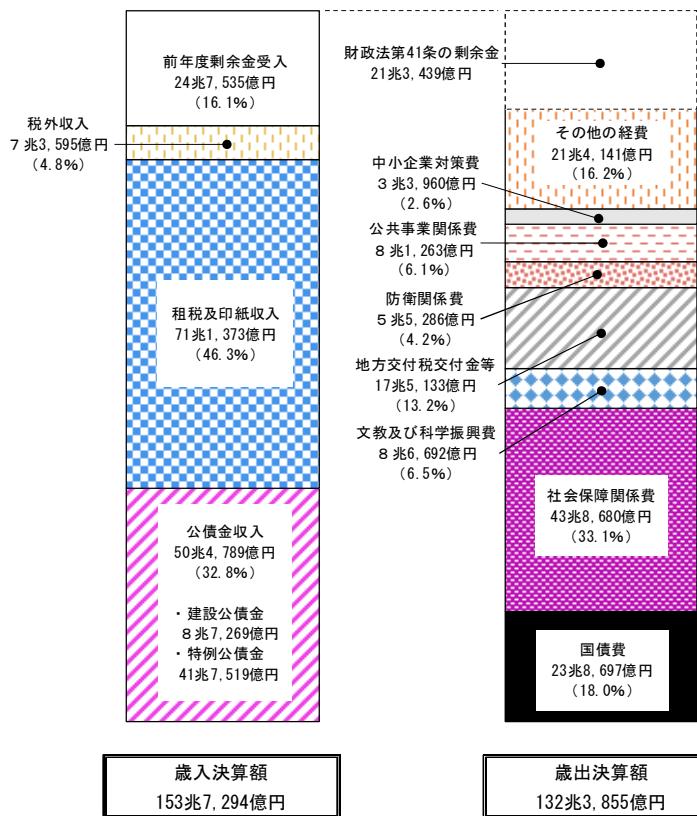
令和四年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は153兆7,294億円、歳出決算額は132兆3,855億円であり、差引き21兆3,439億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和5年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は2兆6,294億円である。

令和四年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は447兆8,921億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は432兆3,539億円である。

令和四年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は96兆4,959億円であり、資金からの支払命令済額は21兆4,109億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は73兆6,508億円であるため、差引き1兆4,341億円の残余を生じた。

令和四年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,693億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆243億円である。

〈令和四年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 5.12.11決算委員会付託 繼続審査)

令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書における4年度中の国有財産の差引純増加額は5兆2,862億円、4年度末現在額は131兆8,347億円である。

令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 5.12.11決算委員会付託 繼続審査)

令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書における4年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は228億円、4年度末現在額は1兆2,437億円である。

NHK 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。